

静岡市規則第 3 号

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 8 年 2 月 12 日

静岡市長

難波喬司

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第235号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「第1条の3第1項の表（い）項」を「第1条の3第1項の表1（い）項」に改め、同項第2号中「第1条の3第1項の表（る）項」を「第1条の3第1項の表2（29）項」に改める。

第8条中第1号及び第2号を次のように改める。

- （1）省令第1条の3第3項、省令第10条の4の2第1項又は省令第10条の16第1項若しくは第2項に様式が定められた認定の申請
- （2）省令第10条の4第1項又は省令第10条の16第1項、第2項若しくは第3項に様式が定められた許可の申請

第8条第3号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。